

兵庫県住生活基本計画の改定要旨

1 計画の位置付け（住生活基本法第17条）

県民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画

2 改定の趣旨

新しい将来ビジョン、まちづくり基本方針などの関連計画の改定や社会経済情勢の変化などを踏まえて改定を行う。

なお、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

（改定経緯）	令和2年6月～	住宅審議会（審議会4回、小委員会5回）
	令和3年10月	パブリックコメント実施
	令和4年2月	議会上程（予定）

3 改定のポイント（目指すべき方向と主な施策）

〔Ⅰ 安全・安心〕① 頻発・激甚化する災害に備えた安全な住まい・住環境づくり

〔主な施策〕

- 災害時における安全性を踏まえた、住宅の立地誘導・規制の強化
 - 新** 特別指定区域内の災害ハザードエリアにおける開発許可に係る安全基準の策定の検討
- 耐震性のない住宅の早期解消に向けた、耐震改修に対する支援の強化
 - ・ 耐震改修工事費補助の拡充（補助率の嵩上げ、共同住宅を建替補助の対象に追加）
- 災害時の応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の有効活用
 - ・ 応急仮設住宅供与マニュアルの改定（公営住宅・民間賃貸住宅の活用戸数の拡大）

〔Ⅰ 安全・安心〕② 誰もが安心して暮らせる住まい・住環境づくり

〔主な施策〕

- 県営住宅を活用した、若中年単身世帯・コロナ失業者等の居住安定確保
 - 新** 若中年単身世帯のモデル入居の開始、県営住宅における同居親族要件の廃止検討
 - ・ コロナ失業者等に対する入居要件の緩和や家賃の減免
- 管理不全空き家等に係る対策の強化
 - 新** 市町と連携した空き家に対する税制優遇措置の見直しに向けた検討

〔Ⅱ 環境共生〕 ③ 良質で環境にやさしい住まい・住環境づくり

〔主な施策〕

- 住宅の長寿命化の促進
 - 拡** 長期優良住宅の認定促進（マンションの認定促進）、定期調査に基づく状況把握と適切な指導・助言による住宅性能の維持
- 脱炭素社会の実現に向けた、既存住宅における省エネ改修等の促進
 - 新** 既存住宅の省エネ改修に対する補助制度の創設検討

〔Ⅲ 魅力と活力〕 ④ ライフステージ・ライフスタイルに合わせた住まい・住環境づくり

〔主な施策〕

- 子育て世帯のニーズを踏まえた、好立地マンション・低廉で良質な既存住宅の供給促進
 - 新** 好立地マンションの供給促進に向けた、日影規制など建築規制の合理化の検討
・ 子育て世帯等が住宅として空き家活用する改修費の補助率等の嵩上げ
- 高齢期の健やかで快適な暮らしに備えた住宅改修に対する支援
 - 新** 住宅内での高齢者の事故防止に繋がる断熱改修に対する補助制度の創設検討
- ポストコロナ時代の働き方・暮らし方への対応
 - ・ テレワーク拠点の整備に対する支援（空き家活用支援事業の拡充）

〔Ⅲ 魅力と活力〕 ⑤ 空き家、既存住宅ストックを活用した住まい・住環境づくり

〔主な施策〕

- 民間事業者との連携による空き家の有効活用の促進
 - 新** 空き家情報の外部提供による流通・活用の検討
 - 新** 買取再販事業者に対する瑕疵保険の加入等に係る支援の検討
- マンション管理の適正化の推進
 - 拡** 専門家の派遣や共用部の改修工事費補助など、管理組合に対する支援の検討
 - 新** マンション管理適正化推進計画に基づく、管理計画認定制度の創設

〔Ⅳ 自立と連携〕 ⑥ 人と地域をつなぐ住まい・まちづくり

〔主な施策〕

- 地域コミュニティの活性化に向けた、交流拠点等の整備
 - ・ 県営住宅の集会所や空き住戸を活用した子育て世代や高齢者等の交流拠点等の整備
- 二地域居住の促進に向けた、適地の紹介、サブスクサービス用空き家に対する支援
 - 新** 二地域居住に適した地域の情報と空き家バンク情報の連携・発信の検討
 - 拡** サブスクサービス用空き家活用支援の検討（空き家活用支援事業の拡充等）